

[学術論文]

# 「中国帰国者」と身元引受人制度

——中国残留孤児の日本への帰国をめぐる——

Problems of the Guarantor System  
—Seen from Japanese Orphans Left in China—

山 田 陽 子

Yoko YAMADA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 8

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 8号  
2007年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2007

[学術論文]

## 「中国帰国者」と身元引受人制度

——中国残留孤児の日本への帰国をめぐる——

### Problems of the Guarantor System

——Seen from Japanese Orphans Left in China——

山田 陽子

Yoko YAMADA

**要旨** 本稿では、まず「中国帰国者<sup>1)</sup>」の身元引受人<sup>2)</sup>制度の創設と身元引受人の活動および役割について述べる。つづいて、身元引受人が中国残留孤児<sup>3)</sup>らの日本帰国にどのように関わってきたのか、また「中国帰国者」にとって身元引受人とは、どのような存在であったのか検証を試みたい。

「中国帰国者」は、若い人から高齢の人まで年齢差が大きく、日本社会での生活、就労、学校教育に関する相談など身元引受人からの多様な生活面の指導・助言が必要である。身元引受人の任期が満了しても、その期間内に「中国帰国者」が自立できるものではない、「中国帰国者」との関わりが全く途絶えるわけではない。身元引受人は、地域社会に参入してきた「中国帰国者」の呼び寄せ家族の世話をすることが多い。身元引受人の職務に関して、国の援護対象帰国者とそれ以外の帰国者（たとえば呼び寄せ家族等）に明確な線引きをし、援護対象外だからといって援助を拒むことは困難である。日本社会への適応に苦しむ「中国帰国者」には、分け隔てなく援助の手が差し伸べられるべきである。

身元引受人制度は、身元未判明孤児よりも判明孤児の方が、すなわち肉親が見つかった孤児の方が帰国困難になるという皮肉なケースをもたらした。それは身元引受人を斡旋されて帰国できる未判明孤児にひきかえ、判明孤児は日本にいる親族が身元引き受けを拒否した場合には帰国手続きが難航するからである。

帰国後の孤児らには、速やかな同化や適応を望む日本社会からの要請がある。そのような日本社会に受容されやすい「中国帰国者」を形成する試みが、身元引受人によってなされたことが本稿で鮮明になった。

身元引受人制度は中国残留孤児らの帰国に当たり、帰国そのものをいちじるしく遅延させた面と、身元引受人を付帯させることにより日本社会に参入した残留孤児らの同化・適応を促進させた面の両面がある。中国残留孤児らは身元引受人をとおさなければ日本社会に参入することはできない。すなわち「中国帰国者」にとっての身元引受人は日本社会に入るための扉であり、同化・適応を促進させる触媒<sup>4)</sup>として機能してきたことが明らかになった。

**キーワード**：「中国帰国者」、身元引受人、中国残留孤児、同化・適応、触媒

## はじめに

中国残留日本人<sup>5)</sup>が国費で日本に永住帰国<sup>6)</sup>する場合、親族またはそれに代わる身元引受人が必要とされる。これまで中国残留孤児・残留婦人<sup>7)</sup>など「中国帰国者」本人を対象にした研究は多く見られるが、かれらの面倒をみる身元引受人に着目した研究はあまり見当たらない。

身元引受人に関する行政の資料では、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室が発行した「帰国者受入れの手引」がある。それに身元引受人の活動内容や役割が記されている。ガイドブックとして身元引受人本人が帰国者受け入れに当たり、参考にするものである。なお、本稿で述べる「身元引受人」は身元保証人とは異なる。両者の相違点は次のとおりである。

身元引受人：1985（昭和60）年に制定された身元引受人制度による。肉親に代わって中国残留邦人の相談相手となり、助言・指導を行なう人。地域社会での生活相談を指導員などと連絡をとりながら指導にあたる<sup>8)</sup>。

身元保証人：外国人が日本に入国し在留する際の滞在費、帰国旅費および法令の遵守について保証する人。「出入国管理および難民認定法」に基づく諸手続きの中で、身元保証人による身元保証書の提出が求められることも多い<sup>9)</sup>。

ところで日本に永住帰国後、地域社会において「中国帰国者」の面倒をみるのは身元引受人のほか、自立指導員や自立支援通訳と呼ばれる人たちもいる。「中国帰国者」をめぐるそれらの人たちの役割を概観し、身元引受人との相違点を確認しておきたい。

### [名称]

### [役割]

- ①自立指導員 1988（昭和63）年度から、帰国者の援護施策の充実を図る目的で「自立指導員の派遣等に関する実施要領」が定められた。自立指導員の派遣期間は帰国孤児等が帰国後最初に定着地に落ち着いてから3年とし、生活習慣や日本語指導、公的機関への同行手続き介助等を行なう。原則として中国語が理解できる人で、都道府県知事が選任する。2007年度から福祉事務所の職員が中国残留孤児らの生活保護家庭を訪問する際に、自立指導員と一緒に訪ねる国の事業が始まった。
- ②自立支援通訳 1989（平成元）年より、自立支援通訳派遣事業が実施されるようになった。この事業は、国が都道府県に委託し、「中国帰国者」が医療機関で受診する場合や福祉事務所が家庭訪問により助言、指導および援助する場合に同行して通訳する。原則として定着促進センター修了後又は帰国後3年以内<sup>10)</sup>。

①の自立指導員の研究では朝倉（2000）が、岐阜県における自立指導員の役割と活動を聞き取りに基づいて分析し、帰国者支援のありようを述べている。自立指導員と身元引受人は中国帰国者に対して、それぞれ助言や指導を行なうなど役割や活動が似てはいるものの、身元引受人が主に親族の代わりに身元引き受けを担当する者であるのに対し、自立指導員は日本語指導に重点が置かれ、いわば日本語教師代理である<sup>11)</sup>など位置づけを異にする。また身元引受人は国の制度としての変遷が「中国帰国者」に対して大きく影響を及ぼしてきている。

そこで本稿では、先述のように「中国帰国者」と関わる人たちの中でも、肉親に代わる相談相手として帰国者に深く関わる「身元引受人」に焦点を当てる。そして先行研究において明らかにされていない身元引受人および身元引受人制度と「中国帰国者」との関係、すなわち身元引受人が中国残留孤児らの日本帰国にどのように関わってきたのか、また「中国帰国者」にとってどのような役割を果たしてきたかを明らかにしたい。

## 1. 身元引受人制度の創設

中国残留婦人、残留孤児、その家族など「中国帰国者」が日本帰国後、定着地においてまず頼るところは身元引受人である。「中国帰国者」の居住地の決定と身元引受人の斡旋は国（厚生労働省）が各都道府県に委託し、選定してもらった人の中から厚生労働省が最終決定する<sup>12)</sup>。原則としては、中国残留日本人の帰国前に国において行われるが、中国残留日本人の帰国希望時期から相当期間を経ても身元引受人が決定されない場合は、国が希望の居住地を聞き、都道府県と調整の上、居住地の都道府県をまず決定し、中国残留日本人が帰国後に国が身元引受人を斡旋する。身元引受人の資格は形式的なものでなく、帰国した孤児世帯の置かれている立場を理解し、かつ社会的信望が厚く、指導に熱意をもって当たることができる者とした。身元引受人制度は当初身元未判明孤児を対象に1985年3月に制定され、1989年から身元判明孤児、1991年から残留婦人等も対象とされた。2007年2月28日現在、身元引受人登録者は、1,618名（法人及び任意団体169を含む）、斡旋実績は、2,495世帯、2,498名であり、この内中国残留孤児の斡旋実績は1,634世帯、1,636名となっている（厚生労働省社会・援護局「孤児関係統計一覧」）。

身元引受人制度創設時には、中国残留日本人に身元引受人と特別身元引受人のどちらかが斡旋された。身元引受人は、肉親に代わり、中国残留日本人の相談相手として指導や助言を行う人で、特別身元引受人というのは帰国を希望しながら、肉親の同意が得られず帰国できないでいる身元判明孤児の永住帰国を促進する目的で考えられた。特別身元引受人制度が発足したのは、1989（平成元）年7月である。特別身元引受人の役割は身元引受人と同様であるが、相違するのは身元判明孤児の帰国手続きの遂行を肉親に代わって行う点である。1991（平成3）年度から中国残

留婦人等についても適用されることになった。1994（平成6）年1月から帰国手続きを国が直接行うことで身元引受人と同様の役割になったため、平成7年2月から両引受人制度を一本化し、新たに「身元引受人制度」とする改正を行っている。

## 2. 身元引受人の活動と役割

### 地域社会への受け入れ

厚生省（現、厚生労働省）は帰国者の定着促進センター入所中に身元引受人を斡旋し、その近隣に定住させることとした<sup>13)</sup>。帰国者とその家族が日本社会に定着し自立するということは、関係者や行政の援助を必要とせず、日本社会の構成員として積極的に自活していくことである。地域社会での生活相談は、帰国者の定着自立にとって大きな役割を果たすものである。住居が決まったら、身元引受人は入居手続きをする。入居に際して保証人になるケースもある。住宅の下見や清掃等をしておき、電気、ガス、水道等の手配をして、帰国者がすぐに住めるようにしておく。日常生活に最小限必要な寝具、什器等の用意も必要である。定着先ではほとんどの場合、生活保護により生活が始まるので、生活保護の申請手続きについて、あらかじめ担当課に確認しておくことが必要である。また、帰国者世帯に学齢児（義務教育年齢者）がいる場合は、担当課と相談しながら就学先について確認しておく。

「中国帰国者」到着時は、事前に担当課と相談の上、帰国者世帯を出迎える。センター入所者は、センターへ迎えに行くが、未入所者は、空港まで迎えに行く。住宅に着いたら、電気、ガス、水道などの使い方を丁寧に説明し、危険防止に努める。そして帰国者に電気、ガス、水道等の費用については使用量を負担するように教える。官公署等への諸手続きにもできるだけ立ち会う。

諸手続きには、住民登録、戸籍、外国人登録、就学手続き、生活保護の申請、国民年金の手続きなどがある。

定着後は、地域の民生委員や近隣の人に帰国者世帯を紹介することも大切である。生活習慣や近隣の人との付き合い方も指導する。住宅や就職、子どもの進学、教育問題、結婚、帰化、買い物の仕方、病気の場合の対応の仕方など日常生活に起きるさまざまな問題の相談役を引き受ける。子どもたちの学校についても、担任の先生との連絡を密にし、いじめ防止に気を配る。

自立指導員が手続きや日本文化などについての帰国者に対する教師や介助者であるのに比べ、実質的な生活の指針を相談する相手が身元引受人である。身元引受人と自立指導員が協力して孤児の自立を援助する。両者とも任期は3年、手当は1日当たりの金額が定められている。自立指導員は、中国残留孤児らが定着後、1年目は1年に84日以内の助言と指導、2年目、3年目は1年に12日の助言と指導という具合に活動日数が決まっている。筆者がインタビューした「中国帰国者」の話では、自立指導員は通訳のようなもので行政との橋渡しの役目や帰国者が日本語によ

る説明や話がわからず困るときに、中国語で帰国者に説明することが仕事で、この帰国者の居住地域では中国人が務めているという。身元引受人や自立指導員には、日中両言語が堪能で、「中国帰国者」の気持ちを理解できる、つまり同じ身分の「中国帰国者」や帰国二世のような人たちがふさわしいと考えられる。先に日本社会に馴染んだ帰国者が、後から帰国した人たちの面倒をみるのが最適である。戦前に満蒙開拓団として多くの人を送出した長野県では、先に引き揚げてきた元満洲開拓団員が1972年の日中国交正常化後に帰国してきた人たちの身元引受人や自立指導員を務め、親身に世話をしている例がある（山田、2007：714）。

元身元引受人（Yさんとする）の語りから身元引受人の活動を概観する。Yさんからお話をうかがったのは、面談してのインタビューおよび電話での聞きとり等十数回を超える。その都度ノートに記録して整理し、文字化した。

### 身元引受人Yさんの活動記録

身元引受人Yさん<sup>14)</sup>は、身元引受人に自ら応募し、X県民生部で面接を受け、身元引受人となって、行政ではできないような細かい支援活動を行なってきた。Yさんは3年間の身元引受人任期中に、地域においてどのような活動をしたのだろうか。Yさんにインタビューを行い、その語りから「中国帰国者」との関わりを考察する。

Yさんは、身元引き受けの話がもちあがった中国残留孤児本人に会うために、埼玉県所沢市にある中国帰国者定着促進センターを訪問し、中国残留孤児と面談している。

< どうして、会いに行かれたのですか。 >（筆者の質問は、< >で表記する。）

まあ、お見合いみたいなものですわ。相手がどんな人なのか見て、引き受けできるか決めようと思ったんです。（中略）お互いの相性が大事なんですわ。それともうひとつは、本当に引き受けしてもらえるのかと、孤児が心配するから行くんです。私が行って「引き受けるから」と念を押せば、孤児は安心しますからね。

身元引受人は、中国帰国者世帯と相互に信頼関係を構築するために、面談を行なう。最初の面談でYさんが、孤児にX県のことを詳細に説明したところ、孤児はX県に定着することを納得したという。その孤児をX県に受け入れるため、Yさんは中国帰国者定着促進センターへ孤児を迎えに行った。こうして身元引受人としての職務がスタートした。

次に任期3年間のYさんの活動内容を挙げる。

- (1) 孤児の住宅探し。(2) 孤児のために町内へ中古家財の寄付呼びかけ（回覧板をまわす）。
- (3) 孤児が借りる住宅の連帯保証人になる。（本来の職務ではないが、引き受け手がいないた

めに、Yさんが連帯保証人になった。) (4) 日常生活の相談・助言・援助。帰国者の病気や出産時の付き添い。帰国者の要望により、日本名命名。地域住民からの帰国者に対する苦情処理。警察からの連絡の対応。(5) 孤児の報告書「状況等調」を県に提出(1年に2回)。(6) 身元引受人と自立指導員の共同研修会出席。(7) 孤児を訪問し生活相談に乗る(1日に何回も訪問しなければならないときがあり、1カ月に50回となっている)。(8) 求職活動の援助。ハローワークへの付き添いおよび企業等への集団見学の同行。職業訓練所への申し込み。日本の労働事情、雇用慣行、地域固有の職業事情についての説明。帰国者等の適性を見極め、個々の事情にあった職業を選択し、指導する。地域の企業等の雇用主、雇用担当者に帰国者等の置かれている状況について説明し、職業開拓を行う。定期的に帰国者の職場を訪問し、帰国者と事業主等からの相談を受け、帰国者の置かれている立場について理解を求める。(9) 生活保護申請の手助け。(10) 社会保険、年金関係の手續補助。(11) 学校(小・中・高校)入学の手續補助。(12) 学費免除手續の補助。(13) 入管関連手續きの補助(ビザの更新、滞在資格の変更、永住帰国、中国残留日本人の親族訪問の手續きなど)。(14) 医療通訳を務める。(15) 「中国帰国者」と地域住民との交流会開催。「中国帰国者」とスポーツ大会参加。「中国帰国者」を対象に講演会開催(日本社会でのマナー・ルール指導、日本文化紹介などの講師を務める)。(16) 日本語教室開設。身元引受人の研修会の際に日本語教師有資格者の派遣を求める要望を出す。帰国者が日本語教室に通うための交通費・教材費の補助を申請。

上記Yさんの活動記録<sup>15)</sup>を見る限り、帰国者への援助に関して国や県の姿はどこにもなく、Yさん個人の活動に全て任せられていることは明らかである。Yさんは孤児のために、寄付を町内によびかけた。

<なぜ町内の人たちに寄付を呼びかけたのですか。>

皆さんにお願いすれば、私のうちでも同じですけれども、不用品ですね、そういうものもたくさんありますので、そういうものを提供していただくような回覧板を回しました。このときかなりたくさん集まりまして、孤児は大変喜んでおりました。

Yさんのアイディアと地域住民の協力によって、孤児の新生活に際して準備が整った。

「中国帰国者」は、若い人から高齢の人まで年齢差が大きく、日本社会での生活、就労、学校教育に関する相談など多様な生活面の指導・助言が必要である。また、住宅の保証人や就職の斡旋を依頼されることも多く、身元引受人個人の負担が大きい。帰国者に問題が発生すると、それに掛かりきりになることもあり、肉体・精神両面の強靱さと熱意を必要とする。

身元引受人は任期が3年と決められているが、Yさんは、3年という任期については疑問があるという。Yさんの語りを引用しよう。

孤児は3年では自立できませんので、やはり身元引受人は親代わりという立場だと思えます。一生の付き合いになるんじゃないかというふうに私は思っています。

Yさんは、身元引受人としての任期3年が満了しても、(わずか3年で)帰国者が自立できるものではないという。3年経ったからといって、かれらと、関わりが全く途絶えるわけではない。任期満了後もYさんは「中国帰国者」の面倒をみている。さらに身元引き受けをしていない帰国者の世話もする。他の帰国者から評判を聞き、Yさんを頼って地域に参入してきた帰国者家族である。身元引受人の職務に関して、国の援護対象帰国者とそれ以外の帰国者に明確な線引きをし、援護対象外だからといって援助を拒むことは困難である。日本社会への適応に苦しむ帰国者に対しては、分け隔てなく全ての「中国帰国者」に援助の手を差し伸べるべきではないだろうか。

### 3. 立ちはだかる身元引受人制度

#### 帰国困難という皮肉な結果

1972年9月29日、北京において日中両国政府代表による日中国交正常化に関する共同声明が出され、これを契機として日本大使館が開設されると、永住帰国や一時帰国<sup>16)</sup>を希望する手紙が多数寄せられるようになった(ぎょうせい、1997:397)。

1981(昭和56)年3月から孤児たちの肉親探しが開始されたが、調査の結果、身元が判明しなかった孤児が訪日調査のたびに増加の一途にあった。この孤児たち、いわゆる身元未判明孤児から、自分たちの故郷日本へ帰りたいとの希望が多く寄せられることになった。さらに孤児たちを支援するボランティアからも当時の厚生大臣に日本帰国を促進するようにとの要望が寄せられた。1983(昭和58)年1月から日本政府と中国政府との間で、孤児たちの日本帰国問題を包括した中国残留日本人孤児問題の解決を踏まえた協議が行なわれ、翌1984(昭和59)年に日中両国政府間に口上書が取り交わされ、「日本への帰国を望む孤児は、肉親の有無に関わらずその同伴する中国の家族とともに永住させること」を確認した(ぎょうせい、1997:399)。

しかし、身元未判明孤児の永住帰国が促進されるにもかかわらず、身元判明孤児の方が帰国困難になるという皮肉なケースが生まれたのである。それは日本にいる親族が身元引き受けを拒否したためである。孤児の身元が判明したことにより、かえって帰国が困難になった。身元未判明者の方が、身元判明者より早く帰国できるという皮肉な結果を生んだ。身元未判明孤児は、政府が身元保証をして身元引受人が斡旋され帰国しているのに、身元判明孤児は親族の同意を得られ



ないことから帰国できない状況が続き、早く帰国するためには親が見つからないほうがよいという孤児が増えるようになった。そこで、身元判明孤児も親族に代わる身元引受人が手続きをすれば帰国が可能になったが、出身地の都道府県に帰国するのが原則だから問題が多い<sup>17)</sup>。厚生労働省の担当者は中国残留孤児・残留婦人等の出身地の都道府県に帰国するのが原則であるが、あくまで原則にすぎず、本人の希望に沿った帰国になるよう努めるという<sup>18)</sup>。

身元引受人制度は、身元が判明し、親族がいることがわかっているにもかかわらず日本社会には参入できない制度である。中国政府が残留孤児と認めて日本への帰国を許可しているにもかかわらず、中国旅券を所持しているから日本人としての扱いをせず、留守家族の身元保証を求めた。日本政府は、残留孤児を日本人と認めて入国の許可を与えて何ら差支えがないのに、留守家族による身元保証書が提出されない限り、残留孤児の入国を認めなかったのである。このような措置を見る限り、身元引受人制度は、孤児らの帰国希望に逆行し、かえって帰国制限を行った制度といえるであろう。

### 残留婦人

1991年に中国残留婦人についても特別身元引受人制度を適用するようになった。中国残留婦人は、敗戦時に13歳以上になっていたため、「自分の意志で中国に留まった」とみなされ、帰国策が講じられないまま放置されていた。この制度によって帰国できた残留婦人は42名ほどで、帰国の道は開かれたものの、身元引受人を本籍地の都道府県から選ぶという原則があり、これを満たそうとすると帰国がかなわなくなるというケースが相次いだ（時津倫子、2000：75）。特別身元引受人制度は残留婦人に対して帰国の道は開いたが、実際に残留婦人が日本社会に入るには長い時間を要することになった。

### 期間限定

中国残留日本人に対する支援制度としては、身元引受人のほか、自立指導員、自立支援通訳、健康相談医がある。しかし、法的支援の対象は、基本的に中国残留日本人夫婦とその実子のうちの1世帯に限られ、それ以外の世帯や呼び寄せ家族等については、支援対象外である。また、身元引受人を除いては利用回数が制限されているため、支援が十分にできるか疑問である。さらに自立支援通訳を除いては、期間が限定されているため、期間経過後における中国残留日本人およびその家族に関する日常生活上の諸問題について何ら支援策は施されない。つまり身元引受人は帰国定着後3年、自立指導員3年、健康相談医1年というように活動年数が定められている。それゆえ身元引受人は、自立指導員と連携して諸問題に対処するように国に求められても、肝心の自立指導員の利用回数が制限されているため、重要な局面で身元引受人と自立指導員が連携できないというケースが生じる。この点で、身元引受人は独自に対処しなければならなくなり、結局

は身元引受人1人の判断に委ねられることになる。不自由で融通の利かない制度のために、身元引受人に重い負担がかかるだけでなく、「中国帰国者」にとっても不満がつることになる。身元引受人は、「中国帰国者」の日常の問題に関して迅速な対応ができなくなり、「中国帰国者」への支援が中途半端なものになる可能性がある。このため「中国帰国者」にとっても、十分に満足のできる制度とはいえない。

「中国帰国者」は、Yさんという身元引受人をとおさなければ、日本社会への参入はかなわなかった。身元保証人や身元引受人などの民間人に受け入れてもらえなければ、孤児らは日本社会に入ることはかなわなかったのである。身元保証人や身元引受人という担保を取らなければ、日本社会は決して「中国帰国者」を日本に受け入れようとはしなかった。日本社会に入ろうとすると、帰国を遅らせるような制度、すなわち身元引受人制度が防波堤となって立ちはだかった。その条件を満たした孤児らが、いざ日本社会に入ってみると、今度は早く同化しろ、早く適応しろという日本社会の要請に急き立てられる。たとえば、Yさんは次のように語っている。

私としては、同じ世代の日本人と同じように彼らも一生懸命働けば同世代の日本人と同じくらいの年金生活を送れるからと言って、孤児たちに「働け、働け」と尻をたたいてきたわけです。(中略)日本の生活習慣を早く身につけなければいけませんね。それから、日本語の敬語の問題がありましてね。日本人は、目上の人には敬語を使います。帰国者にとっては、敬語が難しく使えないんですよ。敬語を使わないといけないところで、敬語を使わないもんだから、上司が頭にくるわけです。(中略)日本の慣習や社会生活の節度について、帰国者に再教育をする必要があるんじゃないかと私は思いますね。

国の自立支援という名の同化・適応策に乗って、孤児らに労働の強要をしてきたのではないかと、Yさんは悔悟の念が強まるばかりだという。このように身元引受人制度は、孤児らの帰国に当たり帰国そのものを遅延させた面と、もう1つは日本社会に参入した孤児らの同化・適応を促進させた面の両面があるといえよう。

#### 4. 同化・適応促進のための触媒としての身元引受人

「中国帰国者」には、詳細な項目を掲げて厳しく指導しないと、学校や会社組織に適応できないとYさんは語る。国からは、帰国者を一刻も早く自立させよとの指令を受け、Yさんは帰国者に「働け、働け」と繰り返し指導してきた。また日本語を早く習得しないと就職が困難であるからという理由で帰国者に「日本語、日本語」とうるさく言い続けてきたという。このように、日本社会と「中国帰国者」を媒介する人が身元引受人である。国からは身元引受人に対して帰国者

の速やかな自立要請があり、企業からは身元引受人に対して、帰国者の即戦力向上を求められる。Yさんの語りを引用しよう。

中国帰国者に就職の世話をしようと、一緒に職業安定所に行くと、必ずとっていいほど「すぐ役に立つ人がほしい」と言われますね。ことばや生活習慣の違いから「帰国者には、即戦力がない」と断られましたね。すぐできる人、すぐ間に合う人がほしいんです。即戦力重視ですわ。だから、わたしは帰国者に早く日本語をマスターするように言うんです。

このように地域社会の要請どおりに、帰国者を仕立てあげる試みが身元引受人によってなされてきた。身元引受人は、限りある任期の間に帰国者をできるだけ早く日本社会に同化・適応させなければならない。「中国帰国者」は、肉親ではない身元引受人に日常生活の細部にわたって指導される。

「中国帰国者」は身元引受人を付帯することで日本社会への参入が認められた。すなわち日本社会は身元保証人や身元引受人という擬似里親を介することで、「中国帰国者」の受け入れを認めてきたのだ。日本社会は、「中国帰国者」単独の力では、決して参入することのできない閉鎖的なシステムを形成してきたといえよう。地域社会での身元引受人の任務は、日本文化や日本語、日本の生活習慣等を「中国帰国者」に浸透させることである。身元引受人は、日本とは異なる社会から入ってきた人たち、すなわち「中国帰国者」を日本社会に速やかに同化・適応させるための触媒の役割を果たしてきた。つまり「中国帰国者」が日本社会へ参入しようとする、それを遅らせてしまうような身元引受人制度をつくり、いざ帰国者が参入してきたら、今度は身元引受人という触媒を使って帰国者の同化・適応を促進させたのである。「中国帰国者」は、まず日本社会に入るためには自分の意見を押し殺し、ひたすら身元引受人の意に沿うパフォーマンスをし、地域社会に溶け込む努力をしてきた<sup>19)</sup>。なぜなら、身元引受人が帰国者を引き受けてくれなければ、日本で暮らすことはできないからである。これが日本で暮らしていく「中国帰国者」の最善の戦略であった。「中国帰国者」は、自分たちを取り巻く日本社会からのさまざまな要請に自分たちの行動様式を適合させなければならなかった。かれらは、身元引受人のもとで同化・適応を促され、それに向かってひたすら努力しなければ身元引受人との関係を良好に維持していくことは困難である。身元引受人は、帰国者の同化・適応を促進し帰国者を日本的価値観に沿う人に変身させた後に、日本社会に送り出すのである。

## 5. 結論

本稿は「中国帰国者」と身元引受人制度について述べたものである。「中国帰国者」を取り巻く地域住民の中で、身元引受人は代表的援助者であり、「中国帰国者」と密接な関係にある。それゆえ本稿では身元引受人にインタビューを行い、彼の語りをとおして「中国帰国者」と身元引受人の実態把握に努め、身元引受人が「中国帰国者」にとってどのような役割を果たしてきたのか考察を試みた。また、中国残留孤児らの日本への帰国をめぐる身元引受人制度がどのように関わってきたのかを論じた。

まず「中国帰国者」の身元引受人制度の創設と身元引受人の活動と役割について述べ、身元引受人および身元引受人制度と中国残留孤児らの日本帰国との関わりを明らかにした。それは、つまり身元引受人制度は中国残留孤児らの帰国をいちじるしく遅延させた面と、身元引受人を使って中国残留孤児らの同化・適応を促進させた面との両面を有するということである。身元引受人の存在は帰国者の日本社会への適応に関して、援助者であると同時に同化・適応圧力の発信者でもある。本稿では、地域社会に受容されやすい「中国帰国者」を形成することで地域社会の要請に沿う試みが身元引受人によってなされたことが鮮明になった。中国残留孤児らは身元引受人をとおさなければ日本社会に参入することはできない。すなわち「中国帰国者」にとって身元引受人は日本社会に入るためのいわば扉であり、同化・適応を促進させる触媒であるといえよう。

## おわりに

本稿は「中国帰国者」と身元引受人への聞きとりに基づいて考察したが、両者ともサンプル例が少ないため、より多くの「中国帰国者」や身元引受人にインタビューを行ない、「中国帰国者」と身元引受人および身元引受人制度との関わりについて引き続き検討する必要がある。たとえば、世代交代による若い身元引受人の支援のあり方や高齢の身元引受人と若い世代の帰国者との世代間をめぐる問題、さらに本稿で述べた身元引受人の役割についての、より細密な分析等、調査研究すべきことは多い。今後の課題としたい。

## 付記

元身元引受人Yさん（調査の性格上、仮名とさせていただきます）には、筆者の何度にもわたる聞きとりに際し、多大なご協力を賜りました。ここに記して深く感謝申し上げます。

<注>

- 1) 中国残留孤児や中国残留婦人等（詳しい説明は後述する）、中国から日本に移り住み日本での定住を計ろうとしている人々のことをいう。本稿では、「中国帰国者」のことを「帰国者」と省略していることも多い。
- 2) 肉親に代わり、中国残留日本人（身元未判明孤児、判明孤児、残留婦人等）の相談相手として面倒をみる人で、指導や助言を行なう。「身元引受人」については本文中にも説明を行なう。
- 3) 中国残留日本人孤児（本稿では「中国残留孤児」ということが多い）について、厚生労働省は、
  - (1) 戸籍の有無にかかわらず日本人を両親として出生した者。
  - (2) 中国東北地方等において、昭和20年8月9日のソ連侵攻以来の混乱により、保護者と死別または生別した者。
  - (3) 終戦当時の年齢が13歳未満の者。
  - (4) 本人が自己の身元を知らない者。
  - (5) 引き続き中国に残留し、成長した者。以上の5要件すべてを満たす者を中国残留日本人孤児と定義している。  
「残留」ということばには、「積極的に残った」というイメージがあり好ましくないという井出（1986）などの議論もあるが、新聞やテレビなどで一般的に使われているので、本稿ではその呼称を使うことにする。尚、本稿では「中国残留孤児」、「残留孤児」、「孤児」という呼称を「中国残留日本人孤児」の意味で使用する。
- 4) それ自身は化学的変化をせず、他の物質の化学的変化の速度を変える力のある物質（出典：金田一京助他編『新選国語辞典改訂版』1959初版、1964改訂版）。本稿では、触媒を同化・適応の速度を早める、いわば同化・適応を促進させる人という意味で、身元引受人になぞらえ、変化させられる他の物質を「中国帰国者」になぞらえて使っている。
- 5) 中国残留孤児、残留婦人等をいう。本稿では「中国残留日本人」、「中国残留邦人」の両方を使用する。
- 6) 一定期間だけではなく、永住する目的で日本に帰国することをいう。永住帰国の旅費は、国が全額負担する。船賃、航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊料、食費など日本への旅行に要する費用である。
- 7) 1945年の敗戦時において13歳未満だった人を「中国残留孤児」と呼び、13歳以上だった女性を「中国残留婦人」と呼ぶ。日中国交正常化後に国費で永住帰国した残留婦人らだけでも約3,800人いる（朝日新聞2006年2月16日朝刊、35、14版）。中国残留婦人についての特段の定義はないが、中国東北部等において、終戦前後の混乱の中で生活の手段を失い、中国人の妻になるなどして中国に生活基盤ができたことから中国に留まり、中国で生活してきた日本婦人を一般に中国残留婦人と呼ぶ。尚、中国に残留している日本人は、婦人が大半を占めるが、男性も一部含まれていることから、「中国残留婦人等」という表現をする。
- 8) 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室 2004（平成16年6月）「帰国者受入れの手引」による。
- 9) これらの説明は、中国帰国者支援・交流センター（2005）「二つの国の狭間で—中国残留邦人聞き書き第1集—」の用語解説による。
- 10) 厚生労働省社会・援護局中国帰国孤児等対策室資料（2007年6月1日）による。
- 11) 小田美智子「中国帰国者の異文化適応—中高年の日本語教育を中心に—」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社、94頁をもとに記述した。
- 12) 厚生労働省社会・援護局中国孤児等対策室の話による（2006年7月7日）。
- 13) 厚生労働省社会・援護局（2004）『帰国者受入れの手引』を参照されたい。
- 14) Yさんは、現在は身元引受人を辞めている。本来なら、「元身元引受人Yさん」と記述すべきだが、Yさんは現在も引き続き、同じ「中国帰国者」の相談相手になり面倒をみているので、本稿では、「身元引受人Yさん」と記述することにした。

- 15) 活動は全て身元引受人Yさんへの聞きとりに基づく。
- 16) 墓参りや親族の訪問、中国残留日本人等を養育した者であって日本に居住している者の訪問等厚生労働大臣が認める目的で一定の期間、中国から日本に帰国することをいう。一時帰国のための旅費は、国が全額負担する。
- 17) 「中国残留日本人孤児の過去、現在、未来—『残留孤児問題』の総括と展望—」2004シンポジウム（代表、蘭信三）竹川英幸の報告資料、1頁。
- 18) 2007年1月16日、厚生労働省社会・援護局への問い合わせによる。
- 19) 「中国帰国者」への聞きとりに基づく。

【参考文献・参考資料】

- 朝倉美香（2000）「岐阜県における自立指導員の役割と活動—自立指導員Gさんの場合—」蘭信三編『中国帰国者の生活世界』行路社。
- 蘭信三（2006）「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編著『アジア遊学、中国残留孤児の叫び—終わらない戦後』勉誠出版。
- 蘭信三編（2000年）『中国帰国者の生活世界』行路社。
- 蘭信三編（1998）『「中国帰国者」をめぐる地域社会の受容と排除に関する比較社会学研究』平成7年～9年度科学研究費補助金研究成果報告書。
- 庵谷馨（2004）「意見書」蘭信三編『中国残留日本人孤児の過去、現在、未来』シンポジウム報告書。
- 井出孫六（1986）『終わりなき旅「中国残留孤児」の歴史と現在』岩波書店。
- 金田一京助他編（1959）『新選国語辞典改訂版』小学館。
- 厚生省（1978）『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい。
- 厚生省社会・援護局編（1997）『援護50年史』ぎょうせい。
- 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室（2004）「帰国者受け入れの手引」平成16年6月。
- 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室2006.1.31「孤児関係統計一覧」。
- 鈴木幸寿他編（1972）『社会学用語辞典』学文社。
- 筑波大学社会学研究室（1996）「中国帰国者二世・三世—中国と日本のはざまで—」、駒井洋編（1998）『新来・定住外国人資料集成下巻』明石書店。
- 時津倫子（1996）『「中国残留婦人」のライフ・ヒストリーによるアイデンティティ研究』早稲田大学大学院教育学研究科紀要。
- 時津倫子（2000）『「中国残留婦人」の生活世界』蘭信三編『中国帰国者の生活世界』行路社。
- 中野謙二（1987）『中国残留孤児問題—その問いかけるもの—』情報企画出版。
- 南誠（2004）『「中国帰国者」の歴史的形成・年表』蘭信三編『中国残留日本人孤児の過去、現在、未来』。
- 山田陽子（2007a）『「中国帰国者」の定着自立援護—生活支援と子女教育』編集委員会編『満洲泰阜分村—70年の歴史と記憶』不二出版。
- 山田陽子（2007b）「中国帰国者二世の適応に関する一考察—二世女性の語りから」村井忠政編著『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生—グローバル時代の日系人』明石書店。
- 山田陽子（2007c）『身元引受人をめぐる「中国帰国者」の日本社会への適応』名古屋市立大学大学院人間文化研究科提出修士課程学位論文。
- 山田陽子（2006）「中国帰国者の日本語習得と雇用—国家賠償請求訴訟における帰国者の陳述および身元引受人の語りから—」名古屋市立大学大学院『人間文化研究』NO.5。
- 山田陽子（2006）『生き残りの兵士となった』身元引受人の語り—戦争体験と「中国帰国者」への奉仕活動を中心に—第4回日本オーラル・ヒストリー学会発表資料。

<新聞>

朝日新聞2006年2月16日朝刊、35、14版。